

連結財務諸表における会計上の諸問題

長 嶋 義 貴

目 次

1. 序
2. 連結財務諸表の目的と機能
3. 連結の範囲
4. 投資勘定の評価基準について
5. 株式取得と連結会計上の処理
6. 結びに代えて

1. 序

近時、急速な高度成長を遂げたわが国の企業において、株式の取得等の方法によって他の企業の経営を支配しようとする、いわゆる企業の集中化現象が増大しつつある。

さらには、資本の自由化を契機として外資の導入が活発化し、また、数年前からは一部の優良企業が「ADR」や「EDR」によって外国で証券を発行するなどして、企業環境はにわかに国際化し、その規模も拡大化の一途をたどっている。

かかる現象は、一方において企業に繁栄をもたらすが、他方においては、ややもすると財務諸表の持つ本来の目的である真実にして明瞭な経営成績 (results operations) および財政状態 (Financial Condition) の表示 (exhibit) という機能を十分に発揮し得ない状態を形成しつつある。

連結財務諸表 (Consolidated Statement) の制度化は、このような状況下において失いかけた財務諸表の本来の機能を回復させるための方策の一つとも言える。すでにアメリカ、イギリス、ドイツ等の諸外国では連結財務諸表を作成する会計

連結財務諸表における会計上の諸問題

制度（Accounting System）が発達し、また、法律上制度化されるに至っている。

わが国においては、一部の企業が諸外国の法律規定に従い、また、若干の企業において任意に作成公表している事実は周知の通りである。

しかし、わが国に連結財務諸表を制度として導入するためには、解決しなければならない多くの問題があり、それらの問題の早急な解決を図ると共に企業内容の開示制度（disclosure）の確立および法定監査制度（Statutory audit）の実質的整備強化に待つところ大である。

わが国における連結財務諸表制度化への兆候は、すでに昭和39年頃の上場会社にみられた、いくつかの粉飾決算に端を発し、監査態勢の強化および監査基準（Audit Standards）の統一への要望となって現われたのである。そして翌年の3月18日当時の大蔵大臣から企業会計審議会へ「監査態勢の充実、強化を図る方策」について諮問があり、その中で連結財務諸表制度の検討を促している。それから2年後の昭和42年5月19日に企業会計審議会から「連結財務諸表に関する意見書」（以後、単に意見書と略称する）と、その注解が公表されたのである。

意見書は、その財務諸表の連結についての二「連結財務諸表制度に関する環境の整備」のところ、連結財務諸表の必然性、必要性は、これを認めながら連結財務諸表を制度化するには連結に関する会計慣行を育成すると共に連結の範囲、その他について調進的な経緯措置を講ずることが必要であり、また、その受入態勢を準備するために……」として、わが国に連結財務諸表を制度化するに先だって、現行の会計制度の中で連結財務諸表に適應するように改善しなければならない多くの問題点のあることを指摘した。

また本年7月1日より施行の運びとなった改正証券取引法（以後、単に改正証券取法と略称する）の中で「重要な子会社」⁽¹⁾の財務諸表を有価証券報告書に每期添付することを義務づけている。

この重要な子会社の財務諸表は、本来は、すべての関係会社（Affiliated Companies）の連結財務諸表を意図しているところから、今回の証取法改正において有価証券報告書に子会社の財務諸表添付が義務づけられたことは連結財務諸表制度

連結財務諸表における会計上の諸問題

化への大いなる前進であり、企業を初めとして、関係各界において、ますます、連結財務諸表制度化への気運が高まるものと思われる。

なお、証取法改正に関する国会の審議において連結財務諸表について、衆議院の大蔵委員会で「投資者に対する企業内のディスクロージャの趣旨を一層徹底するため、有価証券報告書、同届出書等の開示書類に関し、連結財務諸表の採用を図ること」との付帯決議がなされたことは、ここに追記するにあたいしよう。

本稿では、かかる見方に立って連結会計上に生起する、いくつかの問題点について、若干の検討を試みたいと思う。

2. 連結財務諸表の目的と機能

ここに「連結」とは、統一的支配のもとにある二つ以上の会社を、あたかも一つの企業集団であるかのように想定して、個々の会社の個別財務諸表(unit Financial Statement)に結合のための調整をほどこす技術をいい、その企業集団全体の経営成績および財政状態を補促する手続きをいう。

また、連結財務諸表の制度化とは、企業に対し連結財務諸表を継続的且つ一定の日に作成公表することを法律の制定によって義務づけることをいうのである。

ところで連結財務諸表の目的とは二つ以上の支配従属関係のもとにある会社の財務諸表を連結することによって、企業の利害関係者に対し、単一組織体としての経営成績および財政状態を真実公正に、且つ明瞭に報告することである⁽²⁾。

このように支配従属関係にある会社の財務諸表が常に連結形式で公表されることになっても、それによって個別財務諸表は決して、その存在意義を失するものではない。

連結財務諸表は個別財務諸表では表わし得ない企業集団としての財務的情報(Financial Information)の提供を行ない得ても、企業集団の各個別会社に係る債権債務等の法的な権利義務関係、配当等についての法的規制は個別財務諸表によってのみ処理できるのであって、連結財務諸表が作成される場合においても、個々構成会社の個別財務諸表の必要性が消滅するものではない⁽³⁾。

連結財務諸表における会計上の諸問題

さらに意見書は、連結財務諸表は企業の利害関係者に対して企業集団の財務的情報を提供するのに役立つばかりでなく、次の機能を有するとしている⁽⁴⁾。

- (1) 支配従属関係にある会社の財務諸表監査の充実、改善に寄与する。
- (2) 企業課税の実質的合理化に役立つ。
- (3) 支配的立場にある会社の経営者に対して経営管理上必要な情報を提供する。

(1)の機能は、わが国における連結財務諸表制度の導入の気運が既述（一の序において）のように、過去の粉飾決算続発に、その端を発しているところから、その防止策とも考えられる。

つぎに(2)の機能は、合同税務申告制度（Consolidated returns system）が確立されることによって、内部振替利益（Interdepartmental Profit）に対する課税がなくなる。また損益の通算によって欠損会社がある場合に他の会社の利益と相殺されて、その分の税負担が軽減されることになる。

(3)の機能は、従来の個別財務諸表とちがって親会社の経営者に対して、全体の経営管理上種々の意志決定に必要な会計情報を提供することができるのである。

以上のごとく連結財務諸表制度の導入によって従来とは違った見地に立って、資金繰りや設備投資のプラン等の立案がなされ、企業集団全体の上に立つバランスのとれた企業経営が可能となる。

3. 連結の範囲

1. 意見書に定める連結の基準

連結財務諸表とは、原則として2つ会社の間に支配従属関係が認められる場合に作成される。

その場合、何を基準に支配従属の関係と認めるかについて一定の基準を設ける必要がある。それについては、いくつかの考え方があるが、それが基準となるためには、少なくとも、それに客観性と、ある程度の普遍性が見い出せるものでなければならない。

意見書は“発行済株式総数”⁽⁵⁾の過半数所有を以て支配従属の関係としている。

連結財務諸表における会計上の諸問題

この株式所有基準は、所有株式数に見合う取締役会における議決権行使による支配力で支配従属関係の有無を判定しようとするものである。

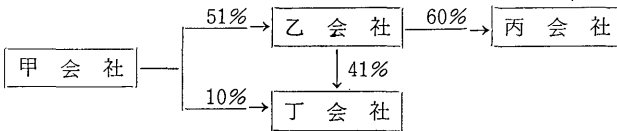
しかし、現実には株式所有が過半数に達していない場合でも、日常の営業取引の関係において、実質的に支配従属関係が認められる場合も多くみられる。

さらに、意見書注解は、株式の実質的所有の判定に関して、名義株の存在する場合と株式を間接的に所有する場合とについて規定を設けている⁽⁶⁾。

名義株については、例えば会社の運転資金で役員や従業員個人の名において、他の会社の株式を所有している場合等にあつては、その名義のいかんにかかわらず、実質的に会社所有の株式と判定されるのである。

次に、ある会社の株式を間接的に所有している場合とは、支配従属関係にある会社を通じて、他の会社の発行済株式総数の株式を所有している場合を言うのである。

次の図において、甲会社は支配会社 (Holding company) であり、乙丙丁の各社は、それぞれ甲会社の従属会社 (Subsidiary) となる。



上図において、甲会社は乙会社の発行済株式総数の過半数 (51%) を所有し、丙および丁の両社の発行済株式総数の過半数を間接的に所有していることになる。したがって、乙、丙、丁の三社は、甲会社の従属会社となる。

以上のように、連結の範囲として原則的には、株式の過半数所有を以て連結の範囲に含めるのであるが、実際には種々の理由によって、株式の過半数所有の関係にあつても連結の範囲から除外される従属会社が存在する。これについて意見書は、連結の範囲から除外される従属会社として、次の場合を掲げている⁽⁷⁾。

- (1) 株式保有が単に一時的なものと認められる場合。
- (2) 従属会社について、会社更正法手続開始の決定、または破産の宣告があつた

連結財務諸表における会計上の諸問題

場合。

- (3) 従属会社が在外会社であって、連結することが特に困難な事情にある場合、または連結することによって、かえって利害関係者の財務諸表に関する判断を誤らせるおそれのある場合。
- (4) 従属会社の営業の種類、内容等が、支配会社の、それと著しく異なっており、且つ営業上の関係がないため、かえって財務報告上の一体性を欠く場合。
- (5) その他、これに準ずる場合で、有効な支配従属関係が存在しないため組織の一体性を欠くものと認める従属会社、または連結することによって財務報告に関する判断を誤らせるおそれのある場合。

つづいて意見書は、連結の範囲から除外できる従属会社として、従属会社の規模（2つ以上の従属会社がある場合には、これを合せた規模）が、その総資産または取引高において、支配会社に比較して重要性を認め難い程度に小さい場合で、その従属会社を除外しても合理的な判断を妨げない程度のものである場合をあげている。⁽⁸⁾

(1)の株式保有が一時的な場合とは、かりに発行済株式総数の過半数を保有していても支配従属関係が当座的である場合をいうのである。

(2)は将来にわたって、支配従属関係を維持できない場合をいう。

(3)については、本来は在外会社であっても連結の範囲に含めるべきであるが、従属会社の所在地が国外であるために招来する連結を困難にする特殊な事情がある場合、あるいは連結することによって、かえって利害関係者の判断を誤らせるおそれがある場合には連結の範囲から除外することができることとしている。

従属会社を連結することが困難な事情とは「従属会社の所在地国に為替管理法による厳格な資金移動の制限、著しい貨幣価値の変動、戦争等の状態がある場合⁽⁹⁾」があげられる。

(4)は急速に多角化する企業の経営内容から会社間における営業上の関連性についての解釈についての問題である。

営業上の関連性を、どの接点に求めるか。例えば、「製造業と不動産業、ある

連結財務諸表における会計上の諸問題

いは製造業と金融業等の関係は異種事業であって、機械製造業と食品製造業等の関係をいうのではない⁽¹⁰⁾」と解されている。

従属会社と支配会社との間に営業上の関係がない場合とは、両社の間に継続的な営業取引ないし債権債務関係がないことをいう。

たとえば「製造会社が従属会社である販売会社を通じて、自社製品を販売している場合、あるいは製造会社が従属会社である不動産会社から主要な固定資産を賃借している場合には、両社の間に継続的な取引ないし債権債務関係があることになるので、これらの従属会社は連結の範囲に含まれることになる⁽¹¹⁾」

それとは逆に、支配従属関係にあっても、それが単なる投資対象であり、両社の間に継続的な取引ないし、債権債務関係がない場合には、それらの従属会社は連結の範囲から除外することとされている。⁽¹²⁾

(5)その他、これに準ずる場合として、株式の過半数所有という事実があっても、両社間に有効な支配従属関係が存在しないため組織の一体性を欠くものと認められる場合は連結の範囲から除外するということである。

最後の小規模従属会社を連結の範囲から除外することができることについては、その小規模従属会社に該当するか否かの判定の基準を何に求めるかについて議論の分れるところである。

そこで、いわゆる小規模であるか、小規模でないかの判定の基準となる内容は、支配会社に対して持つ従属会社の重要性の度合の判定とすることができる。

それについて意見書注解は「連結の範囲から除外することのできる小規模従属会社に該当するかどうかの判断の基準は、一律的な数量基準のみによるべきものではない⁽¹³⁾」としながら「たとえば……」として、アメリカ証券取引委員会財務諸表規則第1条の2(抄)(Regulation S—X)で定めた数量基準⁽¹⁴⁾を掲げて、同条の基準に該当する従属会社は連結の範囲から除外すべきではないとしている。

すなわち、同規則は「重要な従属会社」に該当する条件として3つを掲げ、そのうちの1つを具備する従属会社は連結の範囲から除外すべきではないとして、逆に連結の範囲から除外することのできる小規模従属会社の“わく”を限定して

連結財務諸表における会計上の諸問題

いるのである。

2. 改正証取法「省令」に定める連結の基準

改正証取法「省令」（以後、単に省令と略称する）において「重要な子会社」の財務諸表を有価証券報告書に添付することを規定した。（新省令第15条第1項）

「子会社」とは、当該有価証券報告書提出会社に発行済株式総数の2分の1を超える株式を所有されている会社⁽¹⁵⁾をいい、「重要な子会社」とは、子会社のうち資産の総額または売上高の総額が少額であること、その他大蔵大臣の定める事項により、その財政状態および経営成績が当該有価証券報告書提出会社の財政状態および経営成績に重要な影響を与えていないと認められるものを除いたものをいう。

ここに言う重要な子会社は、連結慣行の育成等の環境の整備が十分でない現在においては単に財務諸表の添付を要求されているにすぎないが、改正証取法の意図するところは来たるべき連結財務諸表制度化へのワンステップであり、重要な子会社は連結会計制度が確立された場合、そのまま連結の範囲に含められる子会社であると解釈することができよう。したがって、現に連結財務諸表を有価証券報告書に添付している会社については、その外に子会社の財務諸表を添付する必要はないと思われる。

なお、省令に言う重要な子会社の判定基準は、意見書に述べられている基準に準じて定めたものと思われる。

そのほか連結財務諸表制度の確立を困難に導びく事情がある場合は、その時点で大蔵大臣の通達により善処することとされている。

4. 投資勘定の評価基準について

わが国の個別財務諸表における投資勘定 (Investment account) の評価は、商法、企業会計原則のいずれも従属会社株式を含め、原則として原価基準 (cost basis) によっている。ただし、その投資価値が著しく低下した時は相当の減額を要するとしている。⁽¹⁶⁾

このことから子会社の財政状態を反映する株式の実価 (Actual Value) が著し

連結財務諸表における会計上の諸問題

く低下した場合を除くほか、すべての状態（子会社が多額の利益を計上した場合等も含む）において原価評価（Cost Valuation）を強制している。

商法の改正要綱案（商法の一部を改正する法律案要綱、以後、単に改正要綱案と略称する）の第16に、従属会社株式の評価について低価主義（“Cost or market whichever is lower” basis）の適用を禁ずる旨が示されている。

将来、連結財務諸表が制度化された場合に、かかる現行評価規定を、そのまま投資勘定に適用したならば、子会社株式について、その実価を連結財務諸表に反映させることは不可能である。

従属会社のうち連結範囲に含められた会社については、従属会社に対する支配会社の投資勘定と従属会社の資本勘定とは相殺消去されるので、特に評価上の問題は生じないが、連結範囲から除外された従属会社に対する投資勘定は連結財務諸表にそのまま表示されるので、これら非連結従属会社の株式について原価評価を行なうならば、それら従属会社の経営成績および財政状態は、永久に連結財務諸表に反映されることはなく、したがって、そのような評価基準（Valuation basis）によって作成された連結財務諸表からは常に真実公正な企業集団全体の財務的情報の提供を期待することはできない。

そこに実価法による評価の必要性、必然性を認めざるを得ない理由が存するのである。

ここに、会計上、一般的に考えられる投資勘定の評価基準について若干の検討を試みたいと思う。

(1) 原価法（Cost method）

原価法は、支配会社が取得した株式について、取得日に原価で記入し、その後の追加取得または売却がない限り投資勘定は、そのまま原価で繰り越されるのである。しかるに、支配会社の投資勘定は従属会社において計上される損益によっては、一切の影響を受けず、配当金の受領等によって初めて受取配当金の会計処理が行なわれるのである。

このように原価法は従属会社の経済的事象が投資勘定に反映されず企業集団の

連結財務諸表における会計上の諸問題

関係があいまいになるばかりでなく、支配会社の従属会社に対する頂点的役割が果されない結果となる。

(2) 実価法 (Actual value method)

実価法は、支配会社が取得した株式について、その取得日に原価で記入するが、その後の従属会社純資産の増減を、そのまま支配会社の投資勘定の増減として反映させるのである。

これによって企業集全団体の実体に即した現実的な計数的情報を迅速に把握することが可能となり、さらに支配従属会社間の経済的事実関係を明確に認識、判断することができるのである。

反面、実価法に対し、従属会社の計上損益に対する支配会社持分対応額を損益計上時点に支配会社の損益として投資勘定に加減することは、未実現利益 (Unrealized Profit) の配当等による社外流出を可能にするものであり、安全性の原則 (Grundsatz Vorsicht) および債権者保護の思想と相容れないところであるという批判がある。次に設例をもって各法を比較してみる。

設 例

甲会社（支配会社となるべき会社）が、昭和45年3月31日に、乙会社（従属会社となるべき会社）の全株式（一株額面¥50.5万株）を額面で取得したとすれば、下記に示すような乙会社の純利益計上および配当金支払いを経て昭和46年3月31日における甲会社の投資勘定の記入を(イ)原価法、(ロ)実価法によって示し、さらに同日の甲会社の支配会社持分額を計算せよ。

乙会社の純財産

	資本金	剰余金	合計
昭和45年3月31日	¥ 2,500,000	200,000	2,700,000
純利益計上		400,000	400,000
配当金支払		一) 250,000	一) 250,000
昭和46年3月31日	<u>¥ 2,500,000</u>	<u>350,000</u>	<u>2,850,000</u>

連結財務諸表における会計上の諸問題

甲会社の仕訳

	(イ)原 価 法	(ロ)実 価 法
株式取得(借方)乙会社株式 2,500,000		原価法に同じ
(貸方)現金預金 2,500,000		
純利益計上	仕訳不要	(借方)乙会社株式 400,000
		(貸方)従属会社利益400,000
配当金支払(借方)現金預金 250,000		(借方)現金預金 250,000
	(貸方)受取配当金 250,000	(貸方)乙会社株式 250,000

甲会社の投資勘定

	(イ)原 価 法	(ロ)実 価 法
昭和45年3月31日 乙会社株式取得	2,500,000	2,500,000
乙会社純利益計上	—	400,000
乙会社配当金受取	—	(-)250,000
昭和46年3月31日 投資勘定残高	<u>¥ 2,500,000</u>	<u>2,650,000</u>

甲会社の乙会社純財産に占める支配会社持分

(1) 株式取得日における支配会社持分

資本金	¥ 2,500,000 × 100%	¥ 2,500,000
剰余金	200,000 × 100%	<u>200,000</u>
		¥ 2,700,000

(2) 取得日以後の支配会社持分増加

剰余金	¥ 150,000 × 100%	¥ <u>150,000</u>
昭和46年3月31日の支配会社持分		<u>¥ 2,850,000</u>

(3) 簿価法 (Book value method)

簿価法は、支配会社が取得した株式について、その取得日に従属会社純財産(資本勘定)の簿価で記入し、以後は実価法と同様、常に従属会社純財産の変動が投資勘定に反映するように記入して行く方法である。

このように簿価法は、株式取得のときだけ従属会社純財産の簿価によって記入

連結財務諸表における会計上の諸問題

し、以後は実価法に従うという、一面、実価法に対する便法であるかのようであるが、実は、株式取得日に簿価によって記入するという以外に簿価法の論拠を見い出すことができない。

しかも、その株式取得日における従属会社の純財産額を最初から「適正額」であるとしているところに簿価法の大きな難点がある。

また株式取得日の記入額を従属会社の純財産額に求めるよりも、株式取得のために実際に支出した額（取得価額）による方が、より現実的であり、投資勘定が適正に表示されるとする批判がある。

以上、投資勘定の評価基準について検討したが、連結財務諸表に対して求める目的、機能を十分に発揮させるための評価基準としては、かかる論拠からして実価法が、もっとも適したものといえよう。

しかし、実価法にしたがえば、投資勘定は毎期、実価によって増減記入が行なわれることとなり、現行の商法および企業会計原則等の評価規定に背反する結果となるので、まずは、その点の調整が待たれるところである。

5. 株式取得と連結会計上の処理

既述のように、ある会社が他の会社の発行済株式総数の過半数を取得した場合、両社の関係を支配従属の関係としてとらえる。

株式取得には原始取得の場合と追加取得の場合がある。原始取得は、さらに新設会社に対する出資の形として行なわれる場合と既存会社の株式取得の形で行なわれる場合とに分けられる。

また原始取得によって支配を獲得した後における支配会社の株式取得は、少数株主からの追加取得と従属会社の増資による新株式取得の2つがある。

追加取得の場合は、原始取得の場合とは異なり、すべて既存会社の株式取得である。

さて株式取得が行なわれた場合、支払会社の貸借対照表に資産として計上する投資勘定は株式取得により、その対価として支払われた（または払込まれた、以

連結財務諸表における会計上の諸問題

後同様) 財貨の価額を以て表示 (exhibit) されるが、それによって増加する資産の実体は、どのような形で、どこに存在するのだろうか。

それは、すでに株式取得の時点において相手会社の純財産の中に、その所有株式に比例する株主持分 (Stok equity) を有するものとして存在するものである。

持分については、法的解釈として「社員 (株主) の会社に対して、その持株数に比例してもつ権利や請求権をあらわすもの⁽¹⁷⁾」とされている。

その社員権 (株主権) の内容は、①利益配当および残余財産に対する請求権 (自益権) ②議決権等、企業の経営に関与する権利 (共益権) をあげることができる。

しかし、出資と経営とが切断されている現在において株式取得の目的は一般的には、もっぱら利殖目的にあると思われる。

この場合の持分に対する概念は、会社の財産に対する単なる債権と考えることが妥当であり、株式の取得によって得られる株主の地位は、単なる債権者の立場と視することができる。

それに対し、他の会社の過半数に達する株式を取得した場合の持分の概念は、単に従属会社の純財産に対して債権を持つにとどまらず、加えて会社全体を支配運営する権利、すなわち会社の経営権をも包含することとなる。

株式取得日における従属会社の純財産に対応する支配会社持分 (Holding company equity) は、連結上支配会社の投資勘定と比較され、対応する部分の金額は相殺消去されるのである。

また、支配会社持分は、株式取得日以後の営業活動によって増加した従属会社の剰余金 (Surplus) にも波及し、その持分に帰属する部分に相当する金額は連結剰余金として連結財務諸表上の資本勘定の一つとして記載されるのである。

このように投資勘定に見合う支配会社持分は、投資勘定に、その後の変動がなくても増減するのである。

即ち、投資勘定に対する評価基準は、4「投資勘定の評価基準について」において述べたごとく、原価法以外の実価法等による評価も考えられるが現行では取得原価主義 (Acquisition cost basis) が採用されており、その評価増 (Apprecia-

tion) を認めていない。

それに見合う支配会社持分（従属会社純財産）の評価は、その後の増減する純財産額そのままに表示され、その増加部分は既述のように連結剰余金として記載されるのである。

以上のように、投資勘定は、その株式取得日において、その対価として支出した額によって支配会社の貸借対照表に計上されるが、それによって現実に取得した持分の価値は、実際に株式取得のために支払われた額とは無関係に従属会社の純財産の中に内在するものである。

すなわち、株式取得という取引に対して、支配会社と従属会社の双方で、それぞれ異なる立場で評価が行なわれることにより、そこに差額の生ずることが考えられる。

連結会計上、その差額を連結調整勘定をもって処理する。差額の発生原因については、いくつか考えられるが「それぞれの原因に応じて会計処理を考えねばならないという意見が圧倒的に多い。そして、その差額を借方差額と貸方差額とに分けて処理する⁽¹⁸⁾」とされている。

差額の生ずる原因として、次の事項をあげることができる。⁽¹⁹⁾

- (1) 従属会社の資産、負債の評価が不適正であること。
- (2) 物価変動により従属会社の資産の簿価が適正時価と著しく異なっていること。
- (3) 従属会社の収益力にもとづく、のれんの発生が認められること。
- (4) 株式売買のときに、売却側か取得側の一方が有利な立場で交渉し、株式の実価よりも高く、または安く契約価格が決定されること。

以上のように、その原因は、すべて支配会社の株式取得日における買入価格の決定と従属会社の財産評価に内在していると言える。

次に株式取得日における投資勘定と支配会社持分の消去手続についての計算例をかかげる。

〔設 例〕

下記に示す甲会社（支配会社）および乙会社（従属会社）の貸借対照表と付記

連結財務諸表における会計上の諸問題

事項とによって連結調整計算を行ない。連結貸借対照表を作成せよ。

甲会社貸借対照表

昭和46年3月31日現在

現金預金 6,000,000	諸負債 4,000,000
乙社投資 180,000	資本金 1,500,000
	剰余金 680,000
6,180,000	6,180,000

乙会社貸借対照表

昭和46年3月31日現在

諸資産 500,000	諸負債 250,000
	資本金 200,000
	剰余金 50,000
500,000	500,000

付記事項

- (1) 甲会社は昭和45年9月30日に乙会社の発行済株式総数の80%を取得している。
- (2) 乙会社の株式取得日における剰余金は40,000であった。

連結調整計算

	甲会社	乙会社	連結消去	連結貸借対照表
諸資産	¥6,000,000	¥500,000		¥6,500,000
乙会社投資	180,000		¥180,000	
合計	¥6,180,000	¥500,000	¥180,000	¥6,500,000
諸負債	¥4,000,000	¥250,000		¥4,250,000
連結調整勘定				
乙会社資本金		200,000	$200,000 \times 80\% = 160,000$	
乙会社剰余金		40,000	$40,000 \times 80\% = 32,000$	
取得日の支配会社持分			192,000	
乙会社投資			-) 180,000	12,000*
支配会社持分増加				
乙会社剰余金		10,000	$10,000 \times 80\%$	8,000*
少数株主持分				
			$200,000 - 160,000 = 40,000$	
			$40,000 - 32,000 = 8,000$	
			$10,000 - 8,000 = 2,000$	50,000
甲会社資本金	1,500,000			1,500,000
甲会社剰余金	680,000			680,000
	¥6,180,000	¥500,000		¥6,500,000

連結財務諸表における会計上の諸問題

*計算Ⅰ 株式取得日における投資勘定と支配会社持分の消去—連結調整勘定—

乙会社資本金	¥ 200,000×80% = ¥ 160,000
乙会社剰余金	40,000×80% = ¥ <u>32,000</u>
株式取得日の支配会社持分	¥ 192,000
消去—甲会社の投資勘定	<u>180,000</u>
連結調整勘定（貸方）	<u>¥12,000</u>

*計算Ⅱ 株式取得日以後の支配会社持分増加—連結剰余金—

乙会社剰余金	¥50,000
消去—取得日の乙会社剰余金	<u>40,000</u>
取得日以後の剰余金	¥10,000
持分比率	<u>× 80%</u>
持分増加 （連結剰余金）	<u>¥ 8,000</u>

連結貸借対照表

昭和46年3月31日現在

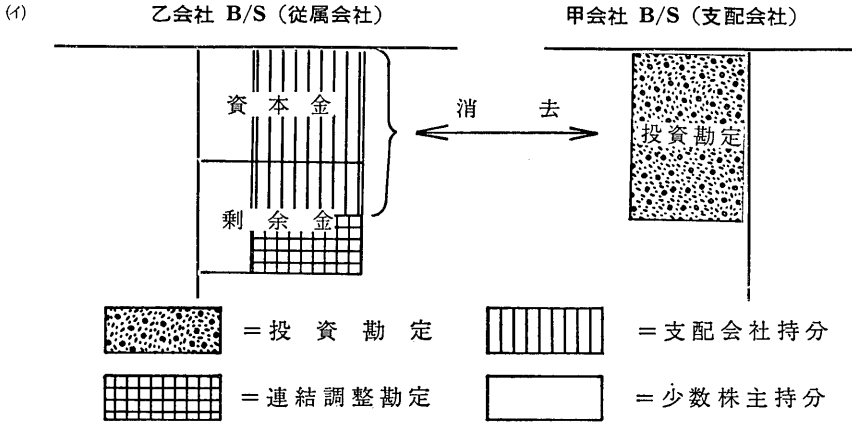
諸 資 産	6,500,000	諸 負 債	4,250,000
		連結調整勘定	12,000
		少数株主持分	50,000
		資 本 金	1,500,000
		剰 余 金	<u>688,000*</u>
	<u>6,500,000</u>		<u>6,500,000</u>

*甲会社剰余金¥680,000と持分増加¥8,000とから構成されている。

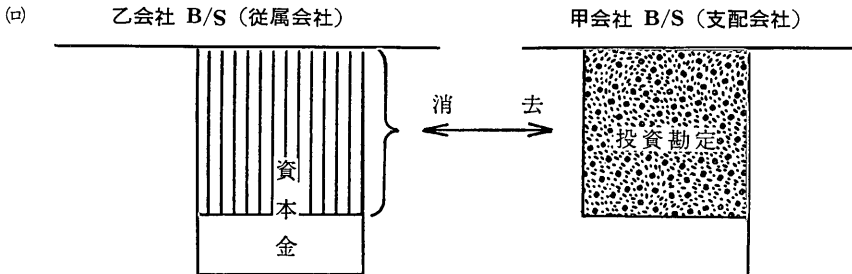
以上のごとく、原始取得における従属会社の資本金は、連結後の資本勘定から除去される。

次に投資勘定と支配会社との消去手続きを図示する。

連結財務諸表における会計上の諸問題



ここに上図との比較の意味で、新設会社に対する出資の場合を図示してみる。



新設会社に対する出資の場合は、投資勘定と支配会社持分は全額消去されるが既存会社の株式を取得した場合に生ずる投資勘定と支配会社持分との差額は既述のように損益とみなさずに連結調整勘定に振り替えるのである。

したがって、従属会社の資本金は、(イ)(ロ)いずれの場合も連結後の資本勘定には表われない。

また、従属会社純財産のうち支配会社持分以外の部分に相当する金額は少数株主持分 (Minority interest) として連結財務諸表に記載される。

次に原始取得によって支配を獲得した後、さらに株式取得が行なわれた場合、すなわち、追加取得の場合であるが、その取得形態によって相違する投資勘定と支配会社持分の消去手続きについて考察してみたい。

連結財務諸表における会計上の諸問題

追加取得の形態として、(イ)少数株主からの追加取得と(ロ)従属会社の増資による新株式取得の場合をあげることができる。

この2つの取得形態に見られる特質は、支配会社の株式取得が従属会社純財産に対する持分比率 (equity ratio) に影響を与えるか否かにある。

(イ) 少数株主からの追加取得の場合

支配会社が従属会社の少数株主から株式を買入れた場合は、支配会社の持株数はもちろんのこと持分比率も増大することになる。

(ロ) 増資による新株式取得の場合

支配会社の持株数は増加するが、それによって持分比率に何の変化も与えない。次に設例によって2つの取得形態を比較してみる。

少数株主からの追加取得の場合

〔設 例〕

甲会社は、すでに原始取得によって、乙会社の発行済株式総数 100,000 株の51%に当る51,000株を所有し、支配従属の関係にある。

さらに甲会社は乙会社の発行済株式総数の15%に当る15,000株を1株 ¥700 (額面¥500)で取得した。原始取得の日における乙会社資本金は¥50,000,000、剰余金は¥21,000,000であった。

設例における甲会社は、原始取得によって乙会社の発行済株式総数の51%を所有している。したがって、同日における少数株主持分は49%である。

その後の追加取得によって持分比率は甲会社が66%に、少数株主持分は34%となったわけである。

ここに、追加取得による持分比率の増減を図示すると次のようになる。

	乙会社 (従属会社)	甲会社 (支配会社)	少 数 株 主
追加取得直前	資本金 100,000株 ¥50,000,000 剰余金 ¥21,000,000	51,000株 ¥25,500,000 ¥10,710,000 持分比率51%	49,000株 ¥24,500,000 ¥10,290,000 持分比率49%

連結財務諸表における会計上の諸問題

追加取得直後	資本金 100,000株 ¥50,000,000 剰余金 ¥21,000,000	66,000株 ¥33,000,000 ¥13,860,000 持分比率66%	34,000株 ¥17,000,000 ¥ 7,140,000 持分比率34%
増減額	資本金 変化なし 剰余金 変化なし	(増)15,000株 ¥ 7,500,000 (増)¥ 3,150,000 (増)持分比率15%	(減)15,000株 ¥ 7,500,000 (減)¥ 3,150,000 (減)持分比率15%

上記のごとく追加取得によって、甲会社（支配会社）の投資勘定と消去される支配会社持分は当該追加取得によって増加した持分額である。

また乙会社資本金 ¥50,000,000に対する15%に当る ¥7,500,000と乙会社剰余金 ¥21,000,000に対する15%に当る ¥3,150,000は、甲会社と少数株主間の持分修正として振り替えなければならない。その場合、甲会社投資勘定と支配会社持分に差額が生ずれば連結調整勘定で処理することは既に述べた通りである。

$$\text{乙会社資本金} \text{ ¥}50,000,000 \times 15\% = \text{¥}7,500,000$$

$$\text{乙会社剰余金} \text{ ¥}21,000,000 \times 15\% = \text{¥}3,150,000$$

追加取得による持分増加	¥10,650,000
消去—甲会社投資勘定	<u>10,500,000</u>
連結調整勘定（貸方）	<u>¥ 150,000</u>

以上、少数株主からの追加取得について考察したが、次に原始取得後、従属会社の増資によって新株式を取得した場合の投資勘定と支配会社持分との消去手続について検討してみたい。

〔設 例〕

1. 甲会社は下記に示すような乙会社株式の原始取得によって、その過半数を所有することとなり乙会社を従属会社とした。
 - (1) 取得株式数51,000株 一株¥750（額面¥500）
 - (2) 乙会社の発行済株式総数 100,000株

連結財務諸表における会計上の諸問題

取得時点の乙会社剰余金は¥13,000,000

2. 甲会社は、原始取得後、さらに下記条件による乙会社の増資によって新株式25,500株を取得した。なお増資時の乙会社剰余金は¥13,000,000である。
- (1) 増資割合は旧株1株式に対し新株式1株を交付する有償倍額とする。
 - (2) 新株式の割当価額は額面金額による。

1. の場合、甲会社は原始取得によって、その51%を所有するに至り、投資勘定に¥38,250,000 (51,000株×@¥750) を計上している。

ついで乙会社の増資により¥25,500,000を投資勘定に記入することになる。

この種の追加取得は、乙会社と少数株主に対してその持分比率に何の影響も与えない。

甲会社の支配会社持分を計算すると次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{乙会社資本金 } 100,000 \text{株} \times @ \text{¥}500 &= 50,000,000 \\ &\times \underline{\quad 51\%} \\ &\text{¥}25,500,000 \\ \text{乙会社剰余金 } \text{¥}13,000,000 \times 51\% &= \underline{\text{¥} 6,630,000} \\ \text{支配会社持分} &\quad \underline{\underline{\text{¥}32,130,000}} \end{aligned}$$

したがって¥38,250,000－¥32,130,000＝¥6,120,000 の計算により、連結調整勘定の借方に ¥6,120,000の記入が行なわれる。

2. の場合、乙会社の倍額増資によって、甲会社の持株数は102,000株に増加する。

また少数株主においても新株式49,000株が割り当てられて98,000株に増加したと考えられる。

したがって、乙会社純財産に対する甲会社と少数株主との持分比率は増資前のそれと変わらない。

連結財務諸表における会計上の諸問題

次に、原始取得から新株式取得（追加取得）にいたる過程を示す。

	乙会社（従属会社）	甲会社（支配会社）	少数株主
増資直前	資本金 100,000株 ¥50,000,000 剰余金 ¥13,000,000	51,000株 ¥25,500,000 ¥ 6,630,000 持分比率51%	49,000株 ¥24,500,000 ¥ 6,370,000 持分比率49%
増資直後	資本金 { 直前100,000株 ¥50,000,000 増資100,000株 ¥50,000,000 } 資本金 200,000株 ¥100,000,000 剰余金 ¥13,000,000	102,000株 ¥51,000,000 ¥ 6,630,000 持分比率51%	98,000株 ¥49,000,000 ¥ 6,370,000 持分比率49%
増減額	(増)資本金 100,000株 ¥50,000,000 (増)剰余金 変らず	51,000株 ¥25,500,000 変らず 持分比率 変らず	(増)49,000株 ¥24,500,000 変らず 持分比率 変らず

上例は額面取得であるために連結調整勘定に記入される余地は全くない。

以上、追加取得による連結会計上の処理について、その概略を述べたが、この他、連結会計におけるエンティティ理論（Entity Sheory）や2回以上の株式取得によって支配を獲得する場合、あるいは会計期間（Accounting Period）の問題等、検討すべき多くの部分を残している。

それらについては、次の機会にゆずりたいと思う。

6. 結びに代えて

序において述べたように、今や我が国の産業経済界は、ひとり国内に閉じこもって安住の許される情勢ではない。

すでに連結財務諸表制度化への気運は、そうした中から、かなり前に芽生えており、その間、環境の整備と会計慣行が確立されていないとの理由で、以来6年有余具体化されずに至った。

連結財務諸表における会計上の諸問題

今回の証取法改正を契機として、その他諸法規則の調整を断行し、実務界の努力と相まって、我が国の連結財務諸表制度化への実現が早められることを念ずる次第である。

昭和46年 8月31日

本文 (注)

- (1) 「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令(以後単に新省令と略称)」1971年6月1日公布, 第15条第3項。
- (2) 連結財務諸表に関する意見書(以後単に意見書と略称)
連結財務諸表に関する諸基準の「連結財務諸表の基本原則」より。
- (3) 連結財務諸表に関する意見書注解(以後単に意見書注解と略称) 1「個別財務諸表と連結財務諸表との関連」より。
- (4) 意見書, 財務諸表の連結についての「連結財務諸表の必要性」より。
- (5) 発行済株式総数とは, 社外発行済議決権株式(ssued share)のうち自社株(treasury share)以外のもので議決権のあるものをさす。
米国公認会計士協会会計調査公報第51号「連結財務諸表」日本公認会計士国際委員会訳
- (6) 意見書注解2「株式を実質的に所有する場合」の意味について(1)および(2)より。
- (7) 意見書, 連結財務諸表に関する諸基準の二「連結の範囲」より。
- (8) 意見書, 連結財務諸表に関する諸基準の二「連結の範囲」より。
- (9) 意見書注解3「連結の範囲から除外する場合」について, (1)在外会社の場合より。
- (10) 意見書注解3「連結の範囲から除外する場合」について, (2)異質的営業の場合より。
- (11) (10)に同じ。
- (12) (10)に同じ。
- (13) 意見書注解3「連結の範囲から除外する場合」について, (3)小規模会社の場合より。
- (14) アメリカ証券取引委員会(The Securities and Exchange Commission) 財務諸表規則第1条の2(抄)の定める数量基準, 重要な従属会社……「重要な従属会社」という用語は, 次の条件のいずれか一つに該当する従属会社を意味するものとする。
 - (a) 当該従属会社の資産額又は, その親会社若しくは当該親会社の他の従属会社の当該従属会社に対する投資額及び貸付額が, 連結基準に基づく親会社及び従属会社の資産総額の15%をこえるとき
 - (b) 当該従属会社の売上高及び営業収入が, 連結基準に基づく, その親会社及び当該親会社の従属会社の売上高及び営業収入の15%をこえるとき

連結財務諸表における会計上の諸問題

- (c) 当該従属会社が、一又は二以上の従属会社の親会社であって、これらの従属会社とともに全体として考えた場合に重要な従属会社を構成するとき
- (15) 新省令第15条第3項。
- (16) 商法第285条の6①, ③,
企業会計原則第三「貸借対照表原則」の5のF
企業会計原則注解17
- (17) 田中誠二著「新訂商法」千倉書房 p. 265
- (18) 伊藤勝夫著「連結財務諸表入門」1967年, 日本経営出版 p. 57
- (19) (注18)に同じ。

参考文献及び資料

- (1) 富田岩芳, 伊藤勝夫共著「連結財務諸表」1967年, 日本経営出版刊。
- (2) 伊藤勝夫著「連結財務諸表入門」1967年, 日本経営出版刊。
- (3) 兼子春三著「連結財務諸表制度論」1970年, 有斐閣刊。
- (4) 田中誠二著「新訂商法」千倉書房刊。
- (5) 渡辺進編著「Standard Accounting Dictionary」1963年, 中央経済社刊。
- (6) 太田哲三監修「会計全書」1969年, 中央経済社刊。
- (7) 横浜市立大学会計学研究室編「会計事典」1955年, 同文館刊。
- (8) Accounting APRIL, 1965 VOL. 17 No. 4
Accounting APRIL, 1970 VOL. 22 No. 4
Accounting JUNE, 1971 VOL. 23 No. 6
Accounting SEP, 1971 VOL. 23 No. 11
ともに中央経済社刊。
- (9) 産業経理 JUN, 1971 VOL. 31 No. 6 同文館刊。
- (10) 会計8月号 昭和42年 第91巻 森山書店刊。
- (11) 朝日新聞等, その他。

以上